



<研修レポート>

『平成20年度都市デザイン実務研修会』に参加して(テーマ:歴史まちづくり)**○「歴史まちづくり法」と本講習会**

今年度成立した「歴史まちづくり法」(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)によって、全国の歴史的資源を有する都市においては、同法を活用したまちづくりに強い関心が持たれており、国による認定に向けた計画づくりなどについて、多くの都市が手探りの状況であると思います。

この講習会では、「歴史まちづくり」を基本テーマに、歴史文化を活かした景観まちづくりの進め方等について最新の情報提供を受けることで今後の歴史・景観まちづくりに役立てるものです。

この「歴史まちづくり法」は、京都・奈良・鎌倉などを対象とした「古都保存法」や、文化財の保存・活用を図る「文化財保護法」では対象外となっていた歴史的街並みの保全を国が支援するため新たに制定されたもので、重要文化財などを核にする重点区域を定めた「歴史的風致維持向上計画」を市町村が策定し、国の認定を受けるもので、認定されると城郭の復元、歴史的建造物の移転や買い取りなどハード整備に総事業費の半分、伝統行事の開催などソフト事業に3分の1を国が助成することになります。

1月19日に初の認定を受けたのは石川県金沢市、岐阜県高山市、滋賀県彦根市、山口県萩市、三重県亀山市の5市となり、今後100近い自治体が計画を策定する意向だということです。

○講習内容について

講習は、国交省から「歴史まちづくり法」の説明と東京大学大学院准教授から「都市デザイン」について講演を受けた後、実際に計画認定を受けた石川県金沢市都市政策局歴史遺産保存部長から金沢市の取り組みをお話しいただきました。

今回は、この金沢市の事例を紹介させていただきます。

○金沢市とは・・・

金沢市は、皆さんもご存知の通り、日本海に面する石川県の県庁所在地であり県の人口の約4割の人口が集中する北陸の一大都市です。16世紀半ばに本願寺による布教の拠点である「金沢御堂」が置かれたことに始まります。1583年の前田利家公入城の後、加賀百万石の城下町として発展し、江戸、大坂、京都に次ぐ規模の大都市であったといわれています。

水戸の偕楽園と並ぶ日本三名園のひとつである兼六園や金沢城を中心とし、周辺に形成された武家屋敷の街並み、活気あふれる商人のまちとしての町人街、城下を守るように配された寺社のまちなど、それぞれの特徴が色づく文化によってこの都市の城下町の風情が今も美しく息づいています。



○観光資源として・・・

金沢市は、第二次世界大戦で空襲を受けなかったこともあり、風情の残る歴史的な建物や国指定、県・市の指定による史跡等が現在も多く残っています。

金沢城公園では菱櫓や五十間長屋が復元され、兼六園は全国から観光客が訪れる観光スポットとなっています。

また前田家の家老だった長家の長町武家屋敷や寺町寺院群があり、東山茶屋街は国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されて整備が進められています。

これ以外でも、古い街並みが小規模でも残っている地区を維持保全しようと「こまちなみ条例」を定めたり、電線地中化やファサードの統一によって歴史的な景観の維持が図られています。

さらに、あちらこちらに流れる“せせらぎ”が魅力を高めています。これは台地の上に築かれた金沢城の外堀や内堀に水を引くための用水路によるもので、現在でも重要な水辺景観を形成しています。この用水は日本海側の恵まれた降水のおかげで四季を通して水量が豊富であり、まちの散策を風情あるものとしています。

市でも都市化の中で一度は暗渠化された用水の蓋を取り除いたりして水路の整備を進め、水辺景観の保全にも力を注いでいます。

また、文化の面においては、伝統工芸として金沢漆器、九谷焼、加賀友禅などが、また、前田公が千利休に学んだことから始まる茶の湯、伝統芸能として、能楽の流れを汲む加賀宝生や狂言、茶屋街で花開いた日本舞踊、一方で金沢素囃子は優雅で艶のある芸能として市民にも親しまれており、レベルの高い技能者が残っていることでも知られています。

○今回の動きと今後について

このように、金沢市では恵まれた資源があるだけでなく、それらを活かすべく以前から市独自の動きとして景観や歴史文化の維持保全の条例化といった取り組みが行われてきました。

一方で、近年の社会情勢の変化により、全国の地方都市に見られるような人口のドーナツ化現象が金沢市でも見られ、郊外型ロードサイド店舗や郊外型大店舗の出店による中心市街地の衰退といった課題も同様に有しています。こういった人口の移動が武家、町人、寺社といったそれぞれの街並みや地域のコミュニティの弱体化といった状況を生み出しかねません。

市の指定建造物等の買い取りや伝統芸能の継承を行ううえで地域コミュニティを巻き込み継承の中で地元への愛着をさらに深めることも考慮に入れています。

一方で、市の財政状況を考えると各部署でそれぞれ考えられてきた個別の条例を体系化し対応していくこと、また国庫補助事業でもあるためより効率的なまちづくりが図れるものとしています。

市としては、今後これらを活用しつつ、産・官・民の連携の中では、特に市の主要産業でもある観光行政においては産・民が主導となるべきとし、あくまで官は、観光の礎としての都市基盤の整備を行うことが重要との考えを持っています。

そして、景観関連の独自条例を「景観法」に反映したものにすべく見直しも策定中とのことでより洗練したまちづくりが期待されています。

(笠間市都市建設部都市計画課 主幹 鈴木 滋)